

をいただきました。

その後、同日の年金記録回復委員会におきまして御議論をいただきました。委員会の総意としては本件についてやむを得ないという御意見をちょうだいして、こういう方針が定まったということろでございます。

○世耕弘成君 これ、十一月のアンケートの結果判明したと繰り返して厚生労働省は説明されていますが、十一月のアンケートで判明して、この問題を年金記録回復委員会に相談をして審議されたのはいつのことですか。

○政府参考人(柴田潤君) 一月二十五日の年金記録回復委員会御相談しております。

○世耕弘成君 これ、一月二十五日も、でもそんな議論になっていませんよ。二月十六日に初めて年金記録回復委員会委員のお一人が指摘をするまで議題にはなっていないと思いますよ。事実関係、どうですか。

○政府参考人(柴田潤君) 一月二十五日に職員アンケートの概要を御説明、御報告いたしましたところでございます。

○世耕弘成君 結局、十一月にアンケートが判明して、一月、二月十六日にほんんと回復委員会に軽く相談をしただけ。二月は厚生労働省から諮ったわけじゃなくて、委員の方からこんな問題があるんじゃないかという話があつて、その後、三月二十九日に突然、今おっしゃった言葉を信じるとしたら、事務方で相談して、長官大臣にそのまま報告をして、長官大臣からアンケートをもらつて、そしてそれを年金記録回復委員会に諮つて、了承を得たのでそのままやつたという理解になると思います。

じゃ、この運用三号をやるぞという決定の決成とか、そういう文書は残っているんでしょうか。

○政府参考人(柴田潤君) 三月二十九日に当時の大臣室で、大臣、年金局、年金機構等集まつて相談をして結論を出したというところでございます。決裁等は紙としては残ってございません。

○世耕弘成君 これ、百万人を相手にして、下手

したら救兆円の財政支出が出るかもしれない。この通知を出すに当たつて何の罰にももらつていないんですか。決裁文書残っていないんですか。お教えください。

○政府参考人(柴田潤君) 大臣室で会議をして方針を決定したところであり、決裁の紙などは作つてございません。

○世耕弘成君 こんな大変なやり方は自民党政権時代はなかったですよ。幾ら何でも、救兆円の影響が出る、百万人に影響する重大な……(発言する者あり) 森ゆう二議員、静かにしてください。

静かにしてください。森ゆう二議員、私の質問時間です。静かにしてください。森ゆう二議員……(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) お静かに願います。お静かに願います。

○世耕弘成君 いいですか。兆円、救兆円のお金が出ることを何の決裁もなしにやつた、これは私に本気で重大問題だと思つています。

そして、今度は十二月十五日に通知を差出するときには決裁が許可が取られたんでしようか、いかがでしょうか。

○政府参考人(柴田潤君) 十二月十五日の通知は施行日を翌年一月一日と定めるものであり、担当課長の通知ということで、担当課長までの決裁で終わつております。

○世耕弘成君 これ、大臣、お伺いしたいんですけれども、結局この課長は、橋本さんという課長、年金局の事業管理課長は、長官大臣に三月二十九日アンケートをもらい、年金回復委員会からこれでいいよとわれ、多分、事務方の説明によれば、それにのつとつて決裁と課長通知を出したということなんです。あえて新しい大臣にも説明しないで出した。

この課長が処分をされるというのはおかしいと思いませんか。だつて、言われたとおりにやつただけですよ、この人は、どう思いますか。

○國務大臣(細川律夫君) 今、世耕委員も言われたように、この問題というのは多くの方の権限の

問題でもございます。そういう問題について事務の方が、全責任を持つております私の方に報告を当然すべきだというふうには私は考えております。その報告がなかつたというふうにあらまですから、それは事務方がとつてきつとすべきであつたというふうには判断したわけでございます。

○世耕弘成君 結局、課長一人に責任を押し付けてトカゲのしっぽ切りですよ。

私は、この課長に是非この委員会に出てきていただいて、どういう経緯があつたのかを是非教えていただきたい。これは委員長にお願いをしておきたいと思つています。

○委員長(前田武志君) 理事会において協議いたします。

○世耕弘成君 そして、この年金記録回復委員会、お墨付きをあげたかもしれませんけれども、法改正をしなくていいといふも言つていない。

当時の年金記録回復委員の一人に聞きまされたけれども、あくまでも救済方法について了解をしただけであつて、具体的に法律でやれとか省令でやれとか、そんなことは全く年金記録回復委員会として判断を示していないと証言をされております。

これ、法律によらなくていいと判断したのは誰なんです。長官大臣ですか。お答えください。

○政府参考人(柴田潤君) この第三号被保険者の記録が整合していない件につきましては、従来から年金の支給決定を行う際に不整合記録をチェックするために規定の事務をすることで必ずしも統一的な運用が行われていなかったということもあり、不整合記録に基づいて年金を支給するということは事実上ございました。

二十二年初めにこのような状況が顕在化したために、私どもとしてどういうふうに対応策を考へるかというふうな考えをいつたときに、この事務現場における統一的な事務処理の取扱いを明らかにするということで今回のあの運用三号の通知を出したところでございまして、そういう点で、元々事務処理の統一というふうな趣旨で考へて

おつたところでございます。そういうことで今回のあの通知ということになつたところでございまして、以上でございます。

○世耕弘成君 全然答えてない。職員向けQ&Aを見れば、法改正に時間が掛かる、法改正は難しい、議論がいつぱい出てきちゃう、あるいはどうせ法改正をやつても自分たちが考へているのと同じ結果になる、そういうふうに出てくるんですよ。

法改正に時間が掛かるとかそういうのは役所の人じゃ判断できないですよ。やつぱり政治家が判断したんじゃないですか。これ、法律でやつたら時間が掛かるからもう運用でやつていいよという判断を長官大臣があるいは当時の政府二役が示されたかどうか、お伺いしたいと思つています。

○政府参考人(柴田潤君) 元々これは事務処理を統一しようということで進められてきたものでございまして、あくまで通知ということで考へたところでございます。

○世耕弘成君 事務処理の統一と云つておりますけれども、これ、とんでもないことをおつしやつていますよ。統一というのは、例えば九割か九割五分はあるやり方でやつていて、例外的な五分がある場合は多い方に合わせるんですよ。

私、いろいろ地元でも話を聞きました。いろんな人の話を聞きましたけど、大半の人はやつぱり三号被保険者から一号被保険者に切り替えている。社会保険労務士も、多くの人が市町村の窓口でちゃんと指導をされるし、しつこく連絡も来ると言つています。何でこの例外的な運用三号に全部合わせちゃうというのを考へるんですか。これは私非常におかしいと思つています。

でも、この問題はいいよと誤が深まつたばかりだと思つています。私は是非、長官大臣にもこの現場に来ていただきたいし、そして橋本事業管理課長にも来ていただきたい。そして、この運用三号がどういふ過程で決定されたのかというのを明確にしたいと思つています。

おつたところでございます。そういうことで今回のあの通知ということになつたところでございまして、以上でございます。

そして、おとこの夜、まさに付け焼き刃のよう
に法改正の方針が決められました。八日の昼に
総務省の年金業務監視委員会から答申が出た。そ
して、八日の夜にはもう立法の方針が出ている。
これは年金業務監視委員の皆さんの中からも、
ちゃんと報告書を読んだのかと、一夜漬けにも
なっていないんじゃないかと、そういう声が出てい
ます。

さて、この立法、我々も協力したいと思いま
すよ、いい法律が出てくるんだつたら。ただ、前提
として、まず影響額がちゃんと分かっているべき
じゃない、ある程度の推計ができていなきやいけ
ない。一体何人の人が対象になって、そして既に
年金をもらっている人、まだ掛金を払っている段
階の人、どれぐらいいるのか。そして、一体幾ら
ぐらゐ費用が掛かるのか、そしてそのお金は結局
どこから出すことになるのか、これをお伺いした
いと思えます。大臣、お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) これは、今までの調査
では三号被保険者とそれから一号被保険者、これ
は夫婦がそういう形になっていたらおかしいと、
こういうことで、それをどれぐらゐあるかとい
うことでコンピュータではじき出したのが百万弱
あつたわけでございます。

そうしますと、その不整合な記録の中で、一
どれぐらいの長さか、あるいはどれぐらいの期間
の人がどれぐらいいるかとか、そういうことにつ
いて、それは被保険者もそれから受給者につい
てもその詳細についてまだ分かっておりません。
したがって、委員せつかつくの、確かにそこは僕
は大事なところだと思っておりますけれども、今
そこでまだ詳細分かっておりませんので、した
がつて、これからその法律的な解決をしていくそ
の段階でそのことも委員の方にもお示しをして
やっついていきたいと思います。

第十三部 予算委員会会議録第六号 平成二十三年三月十日 参議院

しかありませんよ。
これ、もしかしたら財政支出が必要かもしれま
せんが、この新しい立法方向を決めるに当たつて
野田大臣は相談を受けられましたか。

○国務大臣(野田佳彦君) 受けておりません。
○世耕弘成君 ちよつとがくつとききました。お金
が出ていくかも分からない、下手したら税金から
出なければいけないかも分からない。その話を財
務大臣に相談なしで決める。本当にびつくりしま
した。

もう一つ、この未届けで対象となる人が本当に
首意の人なのかどうか、これは確認されませんか。
私いろいろ聞きましたよ。本当にみんな、いや、
もう強制的にやられたと、しつこく連絡が来て変
えた、窓口で注意された、あるいは健康保険を切
り付えるときに、ああ、年金も切り替えなきゃと
気が付いたとか、みんな、きつちりやっている人が
ほとんどだと思えます。実態をどういうふうによ
えられますでしょうか。

今までも、この間もお伺いしましたが、窓口で
三号から一号へ変えてくださいって今やつていま
すよ。あるいは、それでも拒否する方はもう職
権をやつていきますよ。それで何かトラブルにな
りましたか。けしからぬといつて行政訴訟起こつ
ていますか。お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) これまでいろいろと御
説明をしておりますけれども、先ほど川合委
員からの質問のときにも出ましたけれども、この
扱いについては、一番最初の昭和六十一年発足時
時からこの扱いはいろいろ違つていまして、き
ちつと勘別して、そしてこの届出がなければ再度
勘別して、さらに届出がなければもう職権
で記録を訂正すると、こういうことをしつかり
始めたのは平成十七年以降なんです。それ以前は
非常に、ある面では勘別だけしつ放して、さらに、
平成九年かな、その前はほとんど勘別もしてい
ないようなそういう状況なんです。

そういう経過もあつて、きちつと三号被保険者
が一号……

○委員(前田武志君) 冷弁は前書にお願いいた
します。

○国務大臣(細川律夫君) 一号に変えたというよ
うなこともないところもあつたわけですから、そ
ういうことも御理解もいただきたいと思えます。
そして、確かに、その被保険者が、通知が来て
も、通知が来ても、知つていてあえて一号に変え
ない、そういう方も中には私はおられるとい
うふうに思います。しかし、本当に知らないよ
うな、これ一般の主婦の人ですから、第三号。そ
して、自分の主婦のその生活が変わるわけでもご
ざいませぬから、それは知らない方もおられたと
いうふうに私は思います。

したがつて、その悪意とかいうのはなかなか判
しいというふうに思つております。
○世耕弘成君 結局、本当に首意の人なのかどう
なのか確認もできていない。勘別勘別とおつしや
いますけれども、窓口に来た人をほとんどその段
階で、水際でちゃんと変えてもらつていっているとい
うことなんです。ほとんどの人が、私はそう思
いますよ。

そういう、お金が出ら掛かるかも分からない、
財務大臣にも相談をしていない、対象となる人が
首意の人かどうか確認をしていない、こんな状
態で法改正できないでしょう、これは。ちゃんと
やつていただきたい。

私は、少なくともサンプル調査、千件か数千件
ぐらゐサンプルを出して、その人たちを一個一個
調べれば、今私が申し上げたようなデータとか、
首意かどうかというのはある程度確認できると思
います。サンプル調査をちゃんとやつてほしいと
思います。

そして、もう一つ、ほかの制度との整合性も取
らない駄目ですよ。例えば年金確保支援法、こ
れから成立したら、これは十年しか廻れない。し
かし、今大臣が考えておられる制度は全部廻れる
となつていられる。この公平性をどうするのか。
それと、もう一つ大きな問題、これは我々の時
代に起こつた問題で、我々の対処法で、今、消え

た年金記録を回復するためには第三者委員会とい
うところが間に入って判定をしております。そこ
に、こちらの政府のせいで記録が消えてしまつた
のかも分からないのに、御本人が何回も何回も名
簿を持つていつたり会社の懇話会の写真を持つて
いつたりして証明をして、一つ一つやつてい
ます。消えた年金記録の人が、そうやつて第三者
委員会に認めてもらえない限り記録が回復できな
い。なのに、こちらの手続をしていなくつた専業
主婦の方は、何にもしないで、ほんとにいつてお金
さえ払えば何とかなるというの、これは完全に
不整合だと思つていますが、最後、どうお考えでし
ようか。

○国務大臣(細川律夫君) この三号の不整合問題
について、これを真正な正しいものに記録を回復
をする、そのことによつてどういふことになつ
ていくかというところについては大変大きな難しい
問題がございます。そのことは以前から私も申し
上げているところでありまして、そういう難しい
ところをどう解決していくかが、これは先生方
の、国会の先生方の意見もあつてもらつて、いろ
んな御意見もいただいて、そこで解決をしてい
こうということでございますから、私どもとしては
皆様の意見を尊重したいというふうに思つてお
ります。

○世耕弘成君 ともかく、答弁がころころ変わ
つて、衆議院で間違つたことを言つても改めてい
ない、そして、中の管理もできていない。そして、
付け焼き刃で一徹漬けにもならない法律案を出し
てきましたけれども、その背景となるデータとか
あるいは対象になる人の調査もしていない、ほか
の制度との整合性もよく考えていない。細川大臣
には全く私は厚生労働大臣としての適性はない、
欠ける、自ら辞めていただきたいということをお
し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○委員(前田武志君) 関連質疑を許します。宮
沢洋一君。

○宮沢洋一君 白民党の宮沢洋一でございます。

だつて大変な人たち、まあこれは税になるからいいんだとおっしゃるのかもしれないけれども、そういう人たちに一六%とか一八%という、収入に比べてそれだけのまきに保険料を新たにいただくということをやつて、それで美しさを求める、それだけでいいですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私も年金のことも多少長く見てまいっておりますが、今おっしゃつたような案を取つておられる方も結構あるんですよ、現実には。ですから、私は当然それも一つの案として、一元化を推し進めようということの中の有力な案として私は検討すべきだと。ただ、それをどういう段階で進めていくかということも含めて現在議論をしております。

○宮沢洋一君 まあ正直、一元化というものがこれほどすばらしいものだ、もう人生が変わる、皆さんの年金生活が変わるといふものであればそれはそんなんですが、そのイメージだけで、中身はともかく、これから払う人たちは大変ですよ。フリーターの人、母子家庭の人たちから収入に比べて保険料を新たにもらふんですから。そして、それをもらふ、年金ももらふのは何十年先なんですか。そういうことを今やろうとして、そんな暇は恐らくないんだと思います。

少し話を最低保障年金の方に移りますので、これは、与野野大臣、是非答えていただきたい。最低保障年金、私も、もう六年前ですか、枝野長官が提案者で、随分厚生労働委員会で民主党政案について議論をいたしました。その中で、一元化であり最低保障年金のふわつとした図がかいてあつたわけですが、そのときに、ある意味ではしっかりしているなと思ひましたのは、その最低保障年金、まあ二分の一負担から全額国が負担するということになるので、たしか消費税三%引き上げると、こういうことも一緒に御提案されてきた。今、かなり年金の支払は増えていきますけれども、今でいうと大体何%ぐらいですか、消費税。昨日質問通告しておきましたよ、全額税で見ると消費税何%分か。(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 速記を止めてください。〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それでは速記を起こしては、その保険料をどうするのか……(発言する者あり) いや、失礼しました、失礼しました。その確率、支払う人の範囲、それを夫婦と一緒に払うのかとか、そういう人数の面、そういう問題があつて今計算はできないと、計算はできないので、したがつて消費税は何%かは決まらなないと、こういうことでございます。(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 答弁者においては的確にお答えください。それでは、与野野大臣、宮沢先生、例えは基礎年金の給付率、平成二十三年度予算案では二・二兆でございませう、これは消費税の裏力が二・一兆なか二・五兆かで話は分かれますけれども、おおよその大きさが分かると思ひます。

○宮沢洋一君 質問通告しておいたんですが、要するに、六年前、三%消費税とおつちやつたのが今四%に上がつておるんです、四%に。これは本当に正直な議論を与野野大臣、せつかくそこに入られておるんですからしなやかにいえないと思ひますのは、社会保障方式でも税方式でもいろんなメリット、デメリットはあります。しかし、正直、今後のまきに社会保障、医療、介護を中心とした社会保障の伸びを考えると、年金まで、基礎年金の半分のところまで、そこまで消費税ではとてできないだろうというのが正直な気持ちなわけで、恐らく大抵もその正直な気持ちに近いところはおありだと思ひます。

ピープーマーの人たちが六十五になり始める、そして団塊の世代は八十代後半、そろそろだから高年齢世代の世代交代が起こる時代というのが二〇三五年ですよ。そのころ、本当に今の医療制度、介護制度を前提にして、消費税が二〇%、軽減税率なし、これでは恐らくもたないというのが正直なところだと思ひますが、いかがですか。

○委員長(前田武志君) 毎週野大臣、時間が過ぎおられますので、簡潔にお答えください。○事務大臣(与野野大臣) それから、私は、税金も社会保障も国民の財布から出てくるという意味では同じものだと思つておられます。したがうまして、其の問題になるのは国民負担率という数字が、番町なんだと思つておられます。

○宮沢洋一君 もう時間参りましたので、本当に与野野大臣にもう少しちゃんと答弁していただければよかったです。途中であまりいな勘違い答弁等々あつたので、時間を食つてしまいました。与野野大臣、ともかく今の財政の状況大変です、大変です。与野野大臣は、トロイのまきに木馬に乗つてトロイの町にもう入つておるんだから、トロイの町で大暴れしていただかなきゃいけない。もう木馬に乗つて人つちやつたんですから、トロイの町をやつぱりせん滅しなさいやいけません。頑張ってください。

○委員長(前田武志君) 以上で世川弘成君の質疑は終了いたしました。(拍手)

除者の記録不整合問題について質問をしたと思ひます。私は、記録不整合の問題を抱える方々を何らかの形で救済することが大切だという立場でありまして、救済をすることが自体に異論は向もありません。ただ、今回の厚生労働省が発表した課長通達の運用三号は、真面目に保険料を納めてきた人たちが損を、納めてこなかった人が得をするという、いわゆる正直者がばかを見る内容で問題があるのではないだろうか。なぜこのような事態になつたのかというところを、誰が決めたのか、誰が実行したのか、誰が反省をして責任があるかというところが、この委員会では残念ながら私ども聞いて分かれぬわけですよ。

責任逃れであることはよく分かるんですよ。責任逃れをした答弁をしておみえになることは非常によく分かるけれども、私は、政治家は、こういう大変な混乱した時期にはやがて反省すべきは反省をし、責任を持つのは私が責任を持つということをやらないと、これを原則にしないと、ぶつつけ合いをしておつてこの国の、日本は本当に潰れますよ、これ、我々はそういうぎりぎりのところに来ておるのではないだろうかと思ひますが、まず、その点について大臣の見解と論理の見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○事務大臣(細川律夫君) 草川委員の御指摘、私もこの件については監督不行き届きという、そういう責任、重々感じておまして、これについては私自身も自ら反省をして、そして自ら自分の俸給も返納すると、こういうこともいたしまして反省をいたしております。

さういふ問題は、今、草川委員も言われましたように、大変数の多い、そして年金での権利の問題で、本当にこの年金で生活しておられるお年寄りの方も多いわけでありまして、それを解決をしていくというところで、私どももせんだつて、法律の改正とかそういう法的な措置によつてこの問題を解決するところ、その方向性と論点を示させていただきます。

その解決のためには、これは草川委員にもいろいろと御意見もいただき、それを踏まえて私どももこの解決策にしっかりと取り組んでやっていきたいというふうに思っております。

○草川昭三君 今、処分の問題を各弁せられました。昨日の衆議院厚生労働委員会でも岡本政務官は、罪長の通知が発出される前に相談を受けました、重要な案件についてきつと大臣に相談をする必要はあったのではないかと感じているという弁せをしております。

○国務大臣(細川律夫君) 岡本政務官の方からお聞きしました内容は、たしか、その出す前にいろいろの報告と、繕にきつと受けたような、事務方から受けたというようにことを、聞いたということをお聞きしました。それは、いつだったでしょうか、正確には覚えておりませんが、大臣室の中でいろいろと打合せをしているときに聞いたところでございます。

○草川昭三君 いや、だから、そこがこの処分の問題に關係してくるんですよ。処分の中身と、大臣がその岡本さんが聞かれたということとをどこで知ったかによつて岡本さんに対する処分の内容が異なってくるんじゃないですか、事前に聞いたのか事後に聞いたのかによつて、それで、まあ今のは分かったような分からないような弁せでございまして、どっちにでも取れるようなことですか。まあ、大臣は非常にこういう点ではやり取りを測られておられますんで、打たれ強いんじゃないですか、大変恐縮ですが。

私は、この厚生労働省の二人の課長は、大臣への説明、報告を行わなかったということを理由に

更迭をされたんですね。大臣に報告をしないというところが更迭の大きな理由になっておるわけですよ。大臣に説明をしなかつた課長は更迭をされて職を失うというように極めて厳しい処分を受けたという政務官、これは資料の返納だけですよね。差別じゃないですか。差があり過ぎる。

○国務大臣(細川律夫君) 私はこの厚生労働行政の全般の責任者でありますから、いろいろと情報を知つたり私の下に、事務方は当然私の方に報告をするべきであるというふうにも思っております。その情報を、事務方の方から大事なものをきつと報告をしなかつたということは、私自身が的確な判断もできないと、こういうことでございまして、処分もさせていたところでございまして。

○草川昭三君 いや、だから、政務官に対する処分というのは減給だけでしよう。減給というか、返納だけでしよう。本来ならば政務官はもつと罪が重いんじゃないですか。政務官を更迭すべきであると私は思うんですが、その点どうですか。

○国務大臣(細川律夫君) 政務官はそのときに、やはりその報告を受けたときに、事務方に対して大臣にも報告をするようにと、そういうような指示を私はそのときされるべきだったのではないかと、そういう監督不行き届きというのがあったと思ひます。

ただ、確かに政務官の責任もあると思ひますが、したがつて、政務官も就任以来の全ての作務についてこれを返納する。向こう一か月もこれも返納すると、こういうことで、それはそれでま

持つて厚生省なら厚生省、労働省なら労働省に入省するんですよ。それで、本当に日本の社会保障をやりたいという優秀な方が旧厚生省に入るんですよ。あるいはまた、ヨーロッパのドイツなんかには負けるな、追い越せ追い付けといつて、労働省の役人は何よりもドイツのことを勉強しながら労働行政をやつてきて今日になつたと思うんですよ。

○国務大臣(細川律夫君) 私も厚生労働省で働かせていただいて、職員の方々は一生懸命やつていただいていると思つております。本当に厚生労働省の方は仕事は大変なんです。私も健康に心配するくらいしつかり頑張つていただいております。

しかし、そのことと、職員が情報をしつかり私の方に上げてくると、そうでなければ的確な判断もできないし、私の仕事としての的確性もまさに欠けると、だから、そういうふうなことになるから情報だけは私のところにしつかり上げていただくということ、そのことがなかつたもので、私としては、このことについてはやはり厳しく処分をしなければと、こういうことで処分をさせていたところでございます。

○草川昭三君 まだ私の言つてることが御理解なさつてないんですが、元々民主党内閣というのがは政務官を中心に非常にトップの行政を決めているんじゃないですか、指導しているんじゃないですか。それで、政務官、陣情一つ、言つちや悪いですが、それで、個別のラインに我々だつて取次ぎできませんよ、全部政務二役を通じて、そしてそ

れが官房長のところに行くのかどうか知りませんが、誰がどういふ要請をしたか。知事さんなんかでもみんな困つておるんじゃないですか。何ほともあれ、民主党へお願いに行かなくてはいけない、そして、その次に政務官の了解を得なければいけない。時間が取れない、どんどんどん陣情行政なんか遅れていくんですよ。

あなたたちがやつているのは、知恵のあるお役人をつましく使つてはなくて、いじめているんですよ。いじめているからこそこういう話が出てくるんですよ。そうじゃないですか、そういう反省はありませんか。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げたように、厚生労働省の職員の方々は本当によく仕事もしてくれていて、私はそういうふうな口ご

そのことと、役所にある情報というものをしつかり私どもの方に提供していただくと、これがなければ私どもも判断もできないわけですから、そこは草川委員にも御理解をいただきたいというふうに思つております。

政治主導というのは、その情報そのものを私どもの方にきつと伝えていただくと、それによつて職員の方々に、役人の皆さんに仕事をしただけと。これが政治主導でございますから、是非、その情報については是非私どもの方に寄せていただかなければならない。そういう意味で、今回そのことがなかつたものだから、私がそういう厳しい処分をさせていたところでござい

○草川昭三君 まあ何回これ言つても、大変恐縮ですが、私の言つていふことの趣旨が大臣に理解されていません。私は、昔の厚生省というのは、私も三十何年間バッジを付けておりますし、皆さんも厚生大臣をやられた経験がありますが、他の役所に負けないぐらい徹夜で話し合ひをするしプランを作る、すばらしい役所ですよ。そういう役所がいつの間にか

ら、本当に情報を上げようと思つたつて、政務三役のところまで止まつているんですよ。蛇口閉められてるんじゃないですか。

そんな風通しの悪い、行政の実態が分からぬようでは、大臣辞められた方がいいですよ。傷が広くならない間に辞められた方がいいですよ。どう思いますか。

○国務大臣(細川律夫君) 大変厳しいお言葉でありますけれども、私としては、今職員と本当に意思疎通はよくできています、そしてまた、私はその職員の皆さんに本当に一生懸命仕事もしていただいているというふうには思っております。

しかし、そのことと、実際に役所の皆さん方が持つている情報、これをしっかりと私どもの方に伝えていただかないと、それは仕事が、私どもは的確な仕事ができないわけでありまして、その一生懸命仕事をしていること、それと、大事な情報については、これは私のところから知らせたい、そのことは、それはまた大事なことだと私は思っております。

そういう面でも、こういう大変大事な年金の問題で、それは数も多い、そして情報の問題でもありますから、そのことが私のところから情報が伝わってこなかった、そのことについては私は徹底的に処分をさせていただいた理由でございます。

○草川昭三君 委員長、簡潔に答弁をさせていただくように注意してください。

じゃ、もう先へ行きます。
二月八日の衆議院の厚生労働委員会が我が党の坂口元厚生労働大臣の質問で、長妻さんから細川大臣に交代した際の引継ぎに、この今問題になっております運用三号の問題が含まれていなかったというところが明らかになりました。引継ぎがなかったことは細川大臣も認めておみえになりました。長妻前大臣も認めておるんですけれども、引継ぎ書に書かなかった、今から考えれば盛り込む必要があったと述べておられます。

これは明らかに民主党政権の中の重大な引継ぎミスだと私は思うんですが、その点、皆さん、どういうふうにお考えですか、こういうミスが大臣と大臣との間にあったということについては、長妻前大臣から引き継いでいればこんな混乱は私は起きなかつたのではないだろうかと思つておられます。

今、報告がなかったという事で課長を更迭をしておりますが、これは責任転嫁と、言う以外にありません。大臣間で引継ぎがなかったというところの方がもっと責任は重いんじゃないですか、私はそこの方が重いと思つておられますよ、自分たちのミスは剛に上げて課長連中だけに責任を負わせる、これで行政ができますか。イロハのイの字じゃないですか。不信感持たしますよ、こういう行政処分をやつておると。

私は、皆さん、厚生労働省は立派な方が多いと思つておられますが、本音を言えば頭にくついていると思つておられますよ、どうですか、答弁。

○委員長(前田武志君) 持ち時間が少ないものですから、答弁は簡潔にお願いたします。

○国務大臣(細川律夫君) これは、二月にその運用三号の方針が決まりました、そこで事務方でその方向で仕事を進めているという事で、そのこととでその事務の引継ぎの中で私に報告がなかったという事になっておられると思つておられますよ、私はそれは、その点は前の大臣からこのことが引き継がれなかったという事については、これは今は反省すべき事項だと思つておられます。

○草川昭三君 ことを、総理、一回、今の答弁も含めて是非考え方を聞かせていただきたいんですが、全くこれ職務官に対する処分については、少なくとも課長同様、同程度の処分はすべきです。だから、政務官の更迭をしたらどうですか。俺らでも優秀な方お見えになるんでしょ、民主

党は、答弁してください。
○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、かなり前ですが厚生大臣を仰せ付かりましたが、私の経験の中でもいんなるケースがあつたように思つておられます。ただ、今回のこの第三号被保険者の問題、やはり私は、一つは構造的な問題があつたというのと、先ほど川合氏が党の議員の質問にも非常によ

くされておりました。つまりは、昭和六十一年からこの制度がスタートして、長い間、今第三号と云われるような扱いが現実に行われていたということがあつて、それも課長通知で行われていたという事、そういうことがもう慣例化されていたという事の中で……

○委員長(前田武志君) 菅総理、答弁はなるべく簡潔にお願いたします。

○内閣総理大臣(菅直人君) はい。ですから、そういうことがありますので、私は今回の、例えば大臣から大臣への引継ぎ、あるいは政務官から大臣への、知つていたことをどのようにするべきだということ、私はそのことも含めて、細川大臣がしっかりと責任に反省すべきことは反省して、將來に向かつての方向性を出される

とともに、本人及び政務官についての一定の責任の取り方も決められたわけですから、私は、一つの責任の取り方であろうと、こう考えておられます。

○草川昭三君 私はその政務官の更迭があつてしかるべきではないかという提案をされているんですが、それは変更なしですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今申し上げたように、私は、厚生大臣自らも責任にそういつたことを考えた上での一定の処分といましようか、そういうこともされたわけでありまして、その判断を多としたいと思つておられます。

○草川昭三君 じゃ、少し問題点を別の視点で質問を変えます。
長妻前大臣の責任ということを少し私は問題にしたいと思つておられます。
長妻前大臣は、昨日、記者団に対して、課長通達による運用については法律でやる議論は余りなかつた、運用でやるという話があり、私もその判断したと述べておられます。長妻前大臣が今の違法性が疑われる措置をとることを決めたわけで、前大臣には大きな責任があると思つておられます。さらに、細川大臣への引継ぎもしなかつた責任もまた重大。

にお考えになりますか。
○内閣総理大臣(菅直人君) まず、前大臣から見れば、大臣への引継ぎというのは当然しつかりやられるべきであつて、ただ、多分膨大な案件になりますので、その中でも特にこれとこれは注意をして、というようなことも必要なものと思つておられます。

そういう意味で、一般的に言えば、重要なものについてはきちんとして引き継がれるべきであつて、そういう点で、場合によってはやや本来なら重要と考えるべきものが十分に引き継がれていない部分があつたのかもしれないが、その辺りの経緯はつまびらかに私自身はよく承知をしておりません。

○草川昭三君 いや、それはおかしいですね。二月八日の本委員会が公明党の加藤修一議員の質問に対し、総理は、私としてはそうした極めて重要な問題を課長の段階で決断をしたという在り方について問題があつたと思つておられますよ、やはり法律に基づいて対応が望ましいと思つておられますよ、明確な答弁をされているんですよ、そして、この答弁は、私が先ほど来から指摘している責任問題も含めて総理は私はこの答弁をされておられたのではないかと、こう思つておられますよ。そうじゃないですか。私はそう思つて加藤さんの質疑を聞いておりました。

それで、先ほど他の委員の方からも御発言がありました、運用三号の対策者というの、まあアバウトな話ですが百万人ぐらいいらるだろうと、こう言われているわけですね、一人当たり百万円を支給するという事で計算をすれば、総額だつて一兆円を超えますよね、そういう一兆円を超える金額を、国民からお預かりをされている重なる年金保障隊を大臣の指示で課長が法的な裏付けがないまま勝手に給付をするという事は、国民に対する私は背信行為だと思つておられますよ、民間企業なら背任罪になるんじゃないですか、民間企業なら背任罪、これではミスター年金ではなくて

ミスター背任じゃないですか、これ。私はそう思

うんでございますけれども。

これは委員長にお願いしますが、是非、長女前大臣を本委員会に参考人として是非出席をさせていたいただきたいと思いますが、どうですか。

○委員(前田武志君) 理事会において協議させていただきます。

○軍川昭三君 では、細川大臣の責任に戻ります。

総務省に設置をされている年金業務監視委員会は、一昨日の三月八日、総務大臣に運用三号に関する意見書を出しています。その中で、細川委員長は、運用三号は国民年金法に違反する疑いがある、廃止すべきであると明確にこの委員会で細川さんは提言をしているんですよ。

我々が職員の方々と、いろいろと意見を聞いてみますと、社会保険庁は運用三号が出る前から同じことをやっていたというのを認めているわけですね。これは、細川さんのこの提言は相当分厚いものですから、もう皆さんも読まれていると思うんですが、それで立法措置が必要だということをお務省の方から問題提起があるわけですよ。これは私は、厚生労働省として大変恥ずかしいことではないだろうか、こう思うんですよ。

今問題になっている昨年の十二月十五日の長通達、その違法な行為を合法にするためにつくった委員会だと言わざるを得ません。その課長通達を了承した方が、実は通知を出す前日、つまり昨年の十二月十四日に開いた年金記録回復委員会なんですよ、一日前に開かれた。ここで今年の一月一日から運用三号を実施するということが決められました。

私の手元に当日厚生労働省がこの委員会に提出をした資料がありますが、これは翌日の十二月の十五日に課長二名の名前で刊ごつたこのペーパーと同じなんです、ただ刊ごつたというだけなんです。その刊ごつていないのは、一日前委員に全員に、委員に配られているんですよ、ということ、ちよつとおかしいじゃないですか。

か。肝心のその委員会である議論があつて内容を、集約をする、そしてその通知を課長が受け止めて全同の関係者に連絡をするというのが筋だと思つていますが、向にその筋が無視をされた形で運用をされているところに、私は細川大臣の責任は大いと思つてます。しかも、この委員会に細川大臣は出席されているんですよ。お答え願います。

○国務大臣(細川律夫君) 結論から申し上げます、その委員会には出席していません。

それで、課長通知で出しましたその通知の経過でありまして、これは、三月からずつとこの運用三号について大伴が決まつて、そしてずつと準備をしてきて、最後、いつから実施をするかというその日にちを決めるということで、事務方の方から一月、日実施ということ提案をされてきたので、御了承をいただいて、オーケーということを通じて運用三号に出すと、こういうことになつたわけでございます。

○軍川昭三君 それは先ほど質問があつてお答えになっていますが、途中で帰ろう、あるいは最後まで帰ろう、そんなことは関係ないんですよ。やつぱり途中で帰つてもあなたが責任を取らなさいや駄目なんですよ。そうでしょう。

それで、途中で帰つたということを感じに言つていて、それは、ずつとこれを延長すれば長女さんが悪いということをお願いいたしませんか。長女さんが悪いということをお願いいたしませんか。そういうことをおっしゃつていらっしゃるんじゃないでしょうか。違いますか。違うんなら違うんで言つてくださいます。(発言する者あり) もっと前から、

そしたら、ちよつとついでに、いいときいいやじが出ましたので申し上げますが、先ほど若き俊秀な民主連の方がいられると提言をされました。それで、四回にわたつていろいろと、修正というんですか、組織的な救済をするということをおっしゃつた。せつかくこのことについていたたくなから、この当時の社会保険庁の労働関係はどうあつたかということをおっしゃつてくださいます、社会保険庁

は苦勞したんだから、社会保険庁がもう本当に苦勞して苦勞して、これは皆さんも御存じのとおりですよ。それで、ようやくこれを落着かせたんですよ、社会保険庁というのは、そういう歴史を我々は反省をしながら、これからの在り方はどうすべきかということをお話しなさる駄目ですよ。私はそう思うよ。だから、長女さんの責任ばかりもしつていたとするならば、私は現在の責任は、転嫁することには、免責をすることにほならぬと、こういうことを言いたいわけですよ。

それで、課長や長女大臣に私は最終責任を求めたのではない、あなたの人任せの無責任な姿勢が、非常に重大だ。ずつと今の答弁を聞いておね。反省というものが見られませんか。私は、この……(発言する者あり) いやいや、そう簡単にうんとつてもらつちや困るんですよ。いや、うなずいていきますか、うなずいておみえになるというなら反省しておみえになると思つたけれども、とにかく、私は今の大臣の責任というのは極めて重大なものがあるから、この大臣自身が自ら身を引いて、そして新しい道を共に運ぼうではありませんか、そういうことがあつても私はおかしくないと思つてますが、どうですか。

○国務大臣(細川律夫君) この問題では、私が監督責任果たしてないということ、私自らも律しなればいけない、処分をしなければいけないということ、私は大臣就任以来の給与について、これは全て返上すると、こういうことでございまして、そして、将来も二か月分、これも返上をする、こういうことで私自身の監督不行き届きの責任を取らせていただきました。

そして、何よりも私がこれからやらなければいけないのは、この問題、三号被保険者のこの記録不整合の問題をしっかりと解決をして、そして年金制度に対する国民の皆さんの信頼を取り戻すということが私に課せられた大きな責任だと、そのことをしっかりと果たしてまいると、そう思つております。

○軍川昭三君 それだけじゃ駄目です。私がかつたようなことをなぜやらないんですか。例えば、年金記録回復委員会というものがある大きな役割を果たしていますよ。ミスター年金と言われた長女大臣の肝煎りでつくられたのがこの年金記録回復委員会ですよ。この委員会が厚生労働省の案にお墨付きを与えたわけですから、委員会の責任は重いわけですよ。政府が方針を転換せざるを得なかつたにもかかわらず、間違つた判断をした委員会も問題ではないでしょうか。

この委員会は、更にまたおかしな存在なんです。国会が認めた組織でもありません。法的な裏付けもありません。長女大臣が勝手につくつた委員会なんです。しかし、回復委員会の委員は委員長以下全員国家公務員の身分が与えられているんですよ、御存じのとおり。

この年金記録回復委員会が、国民の怒りが全国的に広がつた一昨日の三月八日、厚生労働大臣にあつた意見書を出しています。この文書の中には、委員会が昨年の三月、長女大臣から運用三号というやり方の是非について意見を求められたことに開して、いわゆる運用三号については当委員会の総意としてやむを得ない対応であるとしたところだと認めているんですよ。一方で、今度は大臣が、運用三号ではなくて法改正して対応したいという方針については、委員であるお答えしているんですよ。都合がいいですね、こういうことをどんだんどもんその態度お答えになるというの、何か痛手は大変立派な方ばつかりですよ。

で、課長通知で運用三号というものの意見を求められたら結構、それに批判が集まつて法改正が必要という世論になるとそれがいいという意見を表明するということ、更に無責任な態度です。結局、大臣の意向に沿つた押戻付け、後付けの委員会と私は思います。こういうでたらめな委員会は直ちに解散すべきであると思つてますが、大臣、どのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○国務大臣(細川律夫君) 年金記録回復委員会は、こ

これは前大臣の下でいゝんな、年金回復のいゝんな問題について大臣が意見を聞きをする、こういうことでつくられたわけでございます。

○委員長(前田武志君) 細川厚生労働大臣、時間もありませんので簡潔にお答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 私は今の年金回復委員会が果たしている仕事、これは本当にいろいろと

無駄を省き十六・八兆円の財源を生み出すとなつていますが、現在、政府がまとめている税と社会保障一体改革の財源に十六・八兆円は含まれていないのか、十六・八兆円を前提にしてこのマニフェスト後、いろいろな作業をやっておみえになりますか、随分これは違つてくることになりませんか、随分からお答えを願つて、私の質問を終わります。

○委員長(前田武志君) 野田財務大臣で、国務大臣(野田佳彦君) 社会保障と税の一体改革については四月までに社会保障のあるべきを考へる、それを支える安定財源及び財政健全化に

○委員長(前田武志君) 以上で菅川昭三君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、川田龍平君の質疑を行います。川田龍平君。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。質問に先立ちまして、ニュージラランド地震で

○委員長(前田武志君) 次に、川田龍平君の質疑を行います。川田龍平君。

済された従業員を出した事業所を二〇〇八年から公表を始めました。せつかく始まったこの情報公開の仕組みも、時効で公表される事業所が減少すれば、救済と情報公開の両方が縮小してしまうでしょう。

○委員長(前田武志君) お答えをいたします。厚生労働省といたしましては、アスペスト、石棉による健康被害を受けられた方に対して確実に補償、救済するため、様々な形で、先ほど言われたような方法で救済策を取つてまいりました。

○委員長(前田武志君) お答えをいたします。

○国務大臣(細川律夫君) お答えをいたします。

○国務大臣(細川律夫君) これは、周知についてはこれはもう今しつかりやつていくということをやつております。

○委員長(前田武志君) これは、周知についてはこれはもう今しつかりやつていくということをやつております。

ということを示していただきたいよ。そうでなきや後につながらない、抜き出したような。

もう簡単でいいですから、与野野大臣、どう思われますか。簡単にお願いしますよ。

○国務大臣(与野野野) 先生のおっしゃるとおり、ちゃんと、体的にやってみます。

○片山虎之助君 それで、私は、突拍子もないことといわなければならないですが、今T P Pが大変な議論になつてゐる。例えば、T P Pに入りましたときに、この一休改革をやるのになんか影響があるのかということも考えるんです。そういうこととまで含めて、この改革は慎重に私は議論されなきやいかぬと思ひますよ。六月にそういう慎重に議論した結果がしつかり出てくるとはなかなか思ひえない。

今のT P Pに入ると二百四十万人失業する。農水省の試算ですよ。それから、低賃金の労働者がうわつと人の移動で入ってくる。あるいは医療の在り方も、混合診療等を含めて変わってくる。国際基準で、また日本と違う基準のお医者さんや看護師さんや介護士さんやそういう方がずつと入ってくる。

そういうことの中でこの社会保障・税の一体改革はどうなるんでしょうかね。これも簡潔にお答えできるようならしてください。できなければ結構です。

○国務大臣(与野野野) T P Pとの関係はまだ研究しておりませんが、経済との関係はしつかりした報告書を併せて発表したいと思つております。

○片山虎之助君 今、この税と社会保障の一体改革で地方は大変に損なつてゐるんです。

ちよつと申し訳ないけれども、衆議院の予算委員会だと思ひますが、与野野大臣が、地方に金を回せと言ふような人はいない、そういう人の発言はないと、恐らく改革集中検討会議ですか何かでのあるでしょうけれども、大体、地方の代表が入つていないんだから、幹事委員というんですか、集中改革会議のメンバーに、経済界、おしま

すよ。労働界、おりますよ。学界、おりますよ。マスコミ界、おりますよ。その他の有識者、おりますよ。これだけの大きな、しかも国を、将来を懸けるような改革に地方の代表が一人もいない。それから、新しい委員を見ましても、これは純粋の、例えば市町村長だとか知事というのは入つていない。

どういふお考えですか。

○国務大臣(与野野野) 総務大臣が地方の代表でございます。

また、今月の十九日には、地方の知事を始め市町村長からヒアリングをいたします。いたしますが、まだ財源の話まではしないことになつております。

○片山虎之助君 私と同じ名前の方山総務大臣、シャイですか。シャイ、シャイ。ただ、あなたが地方の代表をしない、する人がいないんです。ほかの大原は同の大原なんです。あなたも同の大原であるけれども、同時に地方の代表者なんです。あなたが物分りのいいことを言つたら、地方は納得しませんよ。どうですか、一答おししてください。

○国務大臣(片山善博君) 私は決して物分りのいいことを言つてゐるわけではございません。今は、与野野大臣もおっしゃつたと思ひますが、今は社会保障制度の在り方に集中して議論をしてゐるわけですか。

私は六団体の方に申し上げてゐるんですが、是非、年金以外は地方が所管してゐるわけですから、その知見に基づいて社会保障制度を持続可能にするにはどうすればいいのかということと真剣に考えて提案してくださいということをお願いしております。

○片山虎之助君 与野野大臣、ヒアリングだけじゃいけませんよ、ワン・オブ・ゼムにしちや。やっぱり地方の代表を入れてくださいよ、どういふ方か知りませんが。

それから、ここにパネルを持ってきておられますけれども、(資料提示)今も片山総務大臣から話がありましたように、社会保障に関するサービスというのはほとんど地方なんです。年金以外は全部地方です。後期高齢者医療制度も介護も子育ても関係もその他ほとんど地方がやつてゐるんです。これを回してやるのと地方出先機関をつくらにやいけませんよ。地方が全部、人的にもこのように具体的サービスはやつてゐるので、制度をつくつたり、金を配つたり、そういうことはでき

ますよ。現金給付の子ども手当みたいなものも地方を通じて配つてゐるんだから。そういうことで、是非この表を国民の皆さんによく見てもらいたいと思ひます。余て地方が、地方自治体がやつてゐる、地方の役割が大いということを是非分かつていただきたいと思ひます。

それから、地方負担の例ですけれども、国が制度をつくつて、国の制度で助成やその他がありま

すから、負担は国と地方は二対二なんです。やつてゐるのは地方がもうほとんどやつてゐるんだけれども、負担は二対二なんです。それで、これは今後とも、この少子高齢化が進む中で社会保障費の毎年の自然増は約一兆円、地方が約七千億なんです。○七兆円、これがずつと行きま

すから、今の役割分担をそのまま続けざるを得ないとすれば、やつぱり地方の安定的な社会保障に關する財源を与えないと、この国の社会保障が中身がなくなるんです。是非そこはしつかりと理解していただきたい、こういうふうと思ひます。

そこで、こういうことの中で地方消費税というのがありまして、消費税については、調存じかどうか知りませんが、五%のうち、%が地方の取り分です。これが決まりましたのは平成八年から何

かですけれども、何年だったかな、実際に、パー地方消費税が施行されるのは平成九年からなんですけれども、%はこれは地方の取り分なんです。四%が国なんです。それで、何で、%にしたかという、当時の地方の間接税を全部まとめたんで

すね。そういうこともあつて、既得権ということもないんですが地方の取り分にしました。

その、%以外に、地方交付税の中に二九・五%のこれは交付税算入の財源として、これも地方にもらつております。こつちの方が間接税ということであつたわけでございます。これは大変今、地方の安定的、貴重な財源でございますが、消費税が目的税になつたときに、仮に、これから

です。はつきりそうなたときにどうするかということが大きな議論になると私は思ひます。これについてのお考えがあれば、与野野大臣、簡単にお願いします。

○国務大臣(与野野野) 消費税を次の機会にお頼ひするときは、同、地方を通じて社会保障に使うということが可能です。あるいは、今先生が言われた現行四%は交付税に入つてゐる、同と地方の取り分は地方が四四、国が五六ぐらいになつてゐますので、その比率が正しいのかどうかとか、そういうことはやつぱり五月になつてから議論をする課題であると思つております。

○片山虎之助君 委員長、もう一言だけ。とにかく、この社会保障に係る財源不足は国が十兆円だという言伝ばかりなんです。これは私は間違いだと思ひます。地方のそういう財源をしつかりと確保することが社会保障全部の前進になりますから、よろしくそこは配慮のしつかりとした対応をお取りいただくことをお願いいたします。終わります。

○委員長(前田武志君) 以上で片山虎之助君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、吉田忠智君の質疑を行います。吉田忠智君。

○吉田忠智君 社会民主党、護国連合の吉田忠智でございます。

本日、るる議論されております運用三号の問題であります。私は、この問題では厚生労働大臣の責任は否定しませんけれども、つにはやつぱ

り厚生労働省の体質の問題、それから、厚生労働省、あの省庁再編で厚生省と労働省が、一つになりまして大変所管の領域が広くなりました。そうしたことも今回の原因になっているのではないかと、そのように思いますが、総理はどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 上で申し上げるのは強しいと思いますが、確かに社会保障庁、今はあの形が少し変わりましたが、この持つている根深い問題点、やはり大きく影響している、こう感じております。

○吉田忠智君 今日もう時間の関係でこれ以上議論しませんが、厚生労働大臣は給与を返上されるようでございますが、あくまでも、現段階では、大臣がこの問題を始めてとして諸課題の解決に向けてしっかりとリーダーシップを發揮していくこと、これが責任の取り方である、そのように考えております。

次に、後期高齢者の医療制度について質問をさせていただきます。

昨年九月の三党政策合意に盛り込まれまして、全国の高齢者が今通常国会に新制度の法案が提出された待ち望んでおりますけれども、今でも、どうなったんでしょか。

昨年十二月、高齢者医療制度改革会議は最終取りまとめを出しましたが、高齢者の負担増が盛り込まれるなど、現行制度の問題点を本質的に解決するものとはなっておりません。その後、与党内部や野党の反発も受け、最終取りまとめは宙に浮いております。中には、自治体選挙前の負担増は難しいという与党への配慮から選挙後に先送りしたという報道もあります。

高齢者の負担増を含めた最終取りまとめの方向性は見直されるのか、それともこの方向性のまま法案が提出されるのか、総理、伺います。

○委員(前田武志君) まず細川厚生大臣、

○国務大臣(細川律夫君) これは、委員からもありましたように、高齢者医療制度改革会議の中で検討をしていただきまして、この後期高齢者は

止をする、こういうような取りまとめに最終的にはなつたところでございます。

そして、これを法案として国会の方に提案をすべくいろいろと今検討をいたしておりますけれども、各方面の方からいろいろな意見もいただいております。私どもの方としましては、幅広い国民の声とか、あるいは関係者の納得のいくような、そういうことができるように、今法案提出に向けて引き続き調整をいたしております。法案提出を目指して今進行しているところでございませぬ。

○委員(前田武志君) 総理にお聞きになりますか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今も厚生大臣が言われたように、一応の昨年十二月に新制度の案が取りまとめられておりますが、いろいろな意見をいただいておりますので、そういう意見を含めて、更に厚生労働大臣の下で調整させていただきたいと思っております。

○吉田忠智君 全国の皆さんが期待しておりますので、是非早急に結論を出して上程をしていただきたいと思っております。

次に、国民健康保険について、毎年二千億前後の構造赤字が生じています。(資料提示)背景には、このパネルのとおり、国保の構成の変化があります。本来、国保は自営業者や農林水産業者など被用者以外が加入する制度でございましてが、現代は、無職者が二九・六%、被用者保険に入れない非正規など被用者が三五・二%となり、自営業者と農林水産業者は、割合を切っております。被用者保険であれば保険料も事業主と被用者の折半です。この事業主負担部分がない被用者の増加も構造赤字の一因であります。

総理は五日に、社会保障に関する集中検討会議で、厚生年金など被用者年金を派遣やパートなど非正規労働者へ適用拡大する旨述べておられます。総理の論理に従えば、医療保険に関しても、現状国民健康保険に入っている非正規労働者へ被用者保険の適用拡大を行うべきではありませんか。

か。

○国務大臣(細川律夫君) この非正規労働者が大変今増えておまして、こういう者が厚生年金とか健康保険とか、そういうところから外されていくということ、これは非常に重要な問題でありまして、逆に非正規労働者、そして国民健康保険に入らざるを得ない人たち、そういう人たちの健康保険に及ぼるような、そういうことは大変大事なことだと思っております。

そういう意味で、今税と社会保障の一体改革を進めておまして、その中で、この非正規労働者の医療保険の適用も、セーフティネットの機能強化の観点から年金制度と併せて検討をしてみたいというふうに思っております。

○内閣総理大臣(菅直人君) この問題は、健康保険でも同様だと思っております。特に、このことは健康保険という観点だけではなく、先ほど雇用問題が共産党の委員の方からもありました。この問題が非正規の形の方が企業にとつて負担が社会保険的な面でも軽いということがいろいろ意味で格差の一つの原因になっていると。

ですから、やはり均等待遇ということも考えます。たとえ非正規という形があるにしても、年金や医療については同じような負担を使用者にも求めて、そして逆に言うと、そうなたら、じゃ正規でも余り変わらないんじゃないかと、じゃながつてくるという面も含めて、しっかりとこはやらなければならぬ分野だと、こう考えています。

○吉田忠智君 しっかりとこの問題については取り組んでいただきたいと思っております。

今総理が、少し私がこれから質問しようとすることも、一緒に話していただきましたが、企業が正社員を派遣やパートなど非正規労働者に置き換えてきた背景には、正社員であれば負担しなればならない雇用保険料、それから年金、医療保険料を負担しなくて済む、これはコスト削減につながります。そういうインセンティブがあるわけですね。さらに、消費税については、このパネルにあり

ますけれども、派遣など間接費用の場合、企業が売上時に受け取った消費税額から派遣会社等に支払った消費税額を差し引くことができます。この差し引くことができる部分を仕入れ税額控除というわけでありまして、これが消費税の引上げとともに、企業の常用代替、あるいは正社員を派遣など非正規に置き換えるインセンティブとして働かれています。消費税は、仕入れ税額控除の仕組みで非正規労働者を増やし、賃金格差を拡大してきた一因にもなっております。また、不安定な非正規雇用を拡大することで国保の構造赤字を生み出してきたという側面もあるわけでありませぬ。

○国務大臣(野田佳彦君) これ、私はこの頃はちよつと違うんではないかと思つていて、派遣労働者の受入れ企業が割指額のように派遣料にかかわる消費税額を控除することができませぬ。ただ、方で、人材派遣会社に対しては派遣料に上乗せをして消費税を支払うことになっておりますので、そのことによつて財源が生まれるということもございませぬ。

ということ、派遣であろうが正規雇用であろうが、消費税についてはこれは直接関係がないというところでございまして、消費税が雇用形態に影響を与えるという割指額はこれは当たつていない、ましてや非正規雇用を助長するということはないというふうに思っています。

いずれにしても、私どもの政策は、雇用促進税制であるとか非正規雇用を含めて、雇用の問題については特段の配慮をしながら頑張っている政策でございます。

○吉田忠智君 ちよつと見解の相違もあるようでありまして、この点についてはまた今後議論をしたいと思つていますが、いずれにしても、国民健康保険に根差す重要な新しい問題もあるわけであり

現行の地方公務員法の規定に従って自律的に決められるべき問題だと思います。

なお、私も鳥取県で知事をやっておりますときに、給与の問題というのは、独自に切り下げをしたり、いろいろなことをやりましたけれども、既に自治体は、かなりの自治体において既に先行して人事委員会の勧告よりもいわば強制的に給与を引き下げているような、そういう努力をしているところもあります。していないところもありません。それぞれところが法律にのっとって適正にやっていたらいいというのが総務省の考え方であります。

○谷委員 ぜひ、国家公務員の方も強制的にダイナミックにやるように、期待はしていませんが、要望しておきます。

子ども手当は、昨年も半年度でした。今年度も半年度です。こんな状態、今の予算、児童手当の枠組みは残して、それを越えるものは全額国庫、こういうような決着に終わったということをごとごと思われていますか。

それに絡みまして、そもそも、総務省にある地方財政協議会も昨年十二月にはつきり述べています。「子ども手当は地方自治体に残る余地のない画一的な現金給付であるから、国が全額負担すべきである。」自分のところの協議会もそこまで明確に述べている。

大臣のお考えをお伺いします。

○片山国務大臣 平成二十三年度の子ども手当も半年度限りの特例措置になったということですが、私は、ぜひ二十四年度以降はちゃんとした安定的な制度にしたいと思っております。率直に申し上げますと、昨年の九月の中旬に大臣に就任いたしました。その後、臨時国会もあつたりしまして、なかなか時間的な制約もありました。例えば、もっと年度当初からこの問題に携わっていたら、いろいろなやり方があつたのではないかと思つたりもしましたけれども、時間的制約もありましたし、それから、例の控除から手当

へという流れの中で税法の改正が行われていて、その改正の増収効果というのがまだ半年度化されていらない過渡期であるというようなこともあつて、二十三年度も暫定措置である、特例であるというのにはやむを得ないのかなと思つたところでありますが、ぜひ二十四年度からは、できれば地方財政協議会の意見のとおりにしたい。

その際には、いろいろ問題もあります。児童手当の地方負担分と国の地方への交付金、その他の負担金などの財源調整の話とか、いろいろなこととはありますけれども、ぜひ、大方の皆さんに理解を与えない、理解を得やすい制度にすべきだと思います。私は考えております。

○谷委員 ぜひ、十四年度はしたいということですが、子ども手当は、ずっと前からなんです。大臣、この問題は、二十二年度ですつたもんだして、半年度限り、児童手当法の仕組みを残しながら、その上積み分だけ全額国庫という極めていい仕組みで、これは半年度です。来年度にはしっかりと地方と話をして恒久的な制度にしますと政府・与党は、貫して説明してました。一年過ぎました、でませんでした。また来年、期待の話はもうよします。

資料の三、四に、これは読売新聞、三月六日、見直すべき民主党マニフェスト、一番多いのが子ども手当の支給です。

きょうは、年金の問題で大臣は塚本大臣に来ていただいているんですけども、通告はしていませんけれども、このアンケートを見て、副大臣、どう思われますか。こんなに評判が悪いんですよ、現場では、非常に不信感ですわ。これは厚生労働行政に対する不信感にもつながっていると思えますよ。重く受けとめていただきたいですけれども、副大臣の受けとめ方を教えてください。

○大塚副大臣 直接の田舎ではございませんが、お尋ねでございますので、感想を申し上げます。やはりこういう世論には真摯に耳を傾けなければならぬというふうに思います。子ども手当の

理念そのものは今後の日本にとって、一つの重要な考え方だと思つておりますので、自治体の皆様方にも御理解いただけるような制度の必要な見直しは、合意ができればぜひ進めたいと思つておられます。

○谷委員 理念は人によつて、あるいは政党によつて違ふと思つたので、ちょっとその話は置いておきます。

しかし、多くの自治体の方は、子ども手当は現金です。地域によつて差があるわけではなく、そういうのは皆全額国庫で、あと現物サービスと云われる保育サービスなどは地域の事情に応じた、例えば東京の二十三区、それから鳥取県もそうでしょうし、私の選挙区などもそうでしょう、やはり地域に応じたサービスは自治体に任せたい、そういうのが強いというところはよく御存じかと思つておりますけれども、総務大臣の、これからのそういう役割分担についての考え方をぜひお聞かせしたいと思います。

○片山国務大臣 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。現金給付は国が全国一律に該当者に對して行う、子育てについての施策は自治体がそれぞれの地域の事情に応じて創意工夫を凝らして自主的にやっていたら、これが、この分野の國と地方との役割の原則だろうと思つています。

○谷委員 それでは、あと、一括交付金と特別交付金もあるんですけども、厚生労働の大塚副大臣にも来ていただいておりますので、年金政策の問題に移らせていただきたいと思います。

これは厚生労働委員会でも何度も何度も、きょうあるのかなのか、ちょっとそこまでは把握してありませんが、やっております。

まず、総務省にお尋ねいたします。昨日ですか、年金業務監視委員会の意見が出されたかと思つた。要は、厚生労働省のいわゆる運用三号に係る案件についての委員会としての意見であります。どういふ意見でございましたか。

意見の内容については、平成二十二年十一月十五日、厚生省が出した課長通知、本来、号未納者を二号加入者として対応するいわゆる運用三号は、その内容が国民年金法に違反する旨もある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらしていると考えられることから、廃止すべきである、年金記録上、既に第三号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第三号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要性があることも否定できないところであり、早急に、公平公正な対策を検討し、必要な立法措置を講じるべきとの内容でございます。

以上です。

○谷委員 明快に、運用三号は廃止すべきだ、早急に必要な立法措置を講ずべきだというのが委員会の結論で、これは八日ですから、おとつたわけですね。

この年金業務監視委員会の意見を受けて、総務大臣はどう対応されるのか。また、法的にはどう受けとめればいんですかね。監視委員会からこういう意見が出る、何か尊重しなければならぬという規定はあるんですか。それとも、意見は意見として受けとめて、あとは大臣の裁量で、その意見どおりに別にやらなくてもいいんですか。その辺も含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○片山国務大臣 年金業務監視委員会は、今回の場合は意見ですけども、これを総務大臣に出すということ、私が受け取りました。課長委員長からいただきました。そこから後は、総務大臣が今回のケースで厚生労働大臣にどういふふうに物を申すかというの、規定上は私の判断、総務大臣の判断であります。

私の場合には、この年金業務監視委員会からいただいた意見をもとにして、それを拙川厚生労働大臣にお渡しをしつつ、私の方からも、法的な根拠を置く仕組みに変えていただきたいということ、それから、できるだけ公正な、そういう仕組みにしたいということ。

まして、いかなる支援、どういふ支援が最も効果的かという考えながらしっかりと取り組んでいくところでございます。

委員が言われるように、被災者の中でも特に支援を必要とするお年寄りの方、病気の方、あるいは幼い子供たち、こういうところにも本当に私どもとしてはより強く支援をしていかなければならないように思っています。

○大家敏志君 共に努力をしてまいりたいと思っております。

この震災からの復興、原子力発電所の事故からの復旧、これはまさに挙国一致、政界の枠を超えて、日本人の英知が今求められているということ、は言うまでもないことだと思っております。そして、不幸にもこの事態の中で、多くの国々の皆様方から日本人の倫理観について、日本人の行動について称賛の声が上がっています。我々は立法府として、本当にこのことを胸に秘めて日本の再建のために全力を尽くさなければならぬと思っております。

ただ、この現実を目の前にして、その他の国民生活の問題、厚生労働行政の問題点をうやむやにするというわけにはいきません。今日もこうやってこういう貴重な時間を設けていただきました。しっかりとした冷静な議論をさせていただきますと思っております。

――まず、冒頭ですけれども、私は、今日は運用三号、いわゆる運用三号の問題について通告をさせていただきます。私自身が考えるに、張本人は長妻前厚生労働大臣だということに思っています。理事会にも参考人として是非御出席をいただきたいということをお願いをしました。今日はそれがかないませんでした。けれども、私は、委員長に是非、集中審議でもしていただけるならば等々、いろんな方で、前大臣との議論の場を設けていただきたいということをまず冒頭申し上げたいというふうに思っています。

私が厚生労働委員会に所属をして年金制度の問題を勉強し始めました。その中で、大変難しい制度であるということを感じています。大局で感じることと小局で感じるものが違うということも今回のことを通じて本当によく分かってきました。

例えば、寿命が八十年だとして、二十歳から六十歳まで四十年間支払って、五年間準備金置いて、六十五歳から受給を八十年まで受けるということ。それでも、六十年間の年金という制度にかかわるということになります。その間に人生は大きく変化をしますよね、就職、結婚、退職であったり独立であったり、様々な変化が起きると思っております。こういう変化に対応して、なおかつ国民が信頼できる制度を構築するということは、本当に大変な知恵と努力が必要ということが理解できました。まさしく百年の大計だということに思っています。

そこで、まず大臣にお伺いをしますが、この年金制度を維持する上で最も大切なことは何だと大臣はお考えでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 年金については、これは、現役時代に働く、あるいは収入がある、その収入があるときにと後のことを考えて拠出をして、そして老後に備える、こういうことでございます。これが比例報酬の点でございます。ただ、それだけではなくて、お年を取ったときに最低の暮らしができるようにするにはどうしたらいいかというのが年金制度の中に入っているというふうに思っています。

そういう意味では年金制度というのは、その一定の年齢に達した後、安心してと後が送れるためにどういふような仕組みでどういふふうにより持続可能なものというふうになるか、そういうところが年金の大変なところだということに思っております。

○大家敏志君 その認識については私と余り違ひはないというふうに思っています。

でありますけれども、今回の運用三号に関しての対応は余りにも軽い対応のように私は思えてなりません。そもそも、受給権という権利義務の根幹にかかわる問題を課長通知、本で処理しようと

する。そして、この問題が表面化すると撤回をしよう修正し、今は新しい法案の提出の準備をしている。支給をやめるといながら、別に合わなかった方は既に三月十五日に支給がなされているというところであり、二月二十四日にはこの運用を留保して、三月八日には廃止したというところであり、三月十五日には何人の方にと支給がなされたんでしょうか、お答えいただけますか。

○国務大臣(細川律夫君) 三月の臨時払いの人数だと思っておりますが、三月臨時払いとなった方は六百人でございます。この中には運用三号の取扱いは誤って適用して支給決定された人も含まれており、こういう六百人でございます。

○大家敏志君 これを、これまでの予備委員会の答弁をお聞きしておいたら、却って返答をさせない、よく分からないような答弁でしたけれども、どうされるおつもりですか。

○国務大臣(細川律夫君) この運用三号につきましては廃止をするまでの間に既に決定をしたという人については、既に三月については先ほど申し上げましたように臨時払いをしたところでございまして、したがって、こういう人について一体どうなるのかという点でありますけれども、今回私どもが抜本的な改善策を提案をさせていただきました。これは、法律によってこの改善策を作っていくと、こういうことでございます。その法律を作っていく際に、却って今回の運用三号の適用になつた者に適用するかどうかと、これも検討事項でございます。

そこで、そういう意味では、法律によつては、今回三号によつて支給決定されたという人については減額される可能性もあるわけでございます。

○大家敏志君 どちらや。可能性がある、どちらかねという質問なんです。

○国務大臣(細川律夫君) いや、だから、これから法律を作っていくと、その法律の中でそれが一つの大きなポイントになるということもこの法案の中でお示しをいたしているところでございます。

したがって、私どもとしては……(発言する者あり)済みません、今回のこの臨時払いをする人に対しては、そういうことになることもあり得ると、こういうところでその通知もさせていただいてるところでございます。

○大家敏志君 支払を停止したんですか、今回のことは。それとも受給権を取り消したんですか、どちらですか。

○国務大臣(細川律夫君) 今回は、あれは一月の二十四日だと思っておりますけれども、そのときにこの運用三号については留保するということを決めました。そしてその後、あれは三月の八日と思っておりますが、これについては抜本的な法律によつての解決策を提起をいたしまして、法律案を提案するというのを申し上げて、解除させていただきました。

今回のこの運用三号で既に決定をした人に対しては、一応法律上は正式な形式での支給決定ということになりますから、それに基づいて暫定的な支払をしていったと、こういうことでございます。

○大家敏志君 よく分かりませんが、これまでの答弁と逆つたような気がしますよ。

そして、さきの予備委員会で、この運用三号のことについては事務処理を統一したというふうに行われたんですよ、局長もあなたも。事務処理の統一を図つた、局長も「われた」、大臣も「われた」。であるとするならば、今回以前にもこういう取扱いはして、それに合わせたということになるんですよ。

ならば、今回以前にこういう決定がなされた方、この方についてはどうされるつもりなんです。却つて不利益をどういふことになれば、これは法律的な問題になるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 全くそのとおりでございます。